

清水港港湾計画書

— 一部変更 —

平成29年 11 月

清水港港湾管理者

静岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成16年 5月 第27回静岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 7月 交通政策審議会第11回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 第28回静岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 2月 第29回静岡県地方港湾審議会
- ・平成20年 3月 第30回静岡県地方港湾審議会
- ・平成21年 3月 第31回静岡県地方港湾審議会
- ・平成23年12月 第35回静岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 3月 交通政策審議会第48回港湾分科会
- ・平成27年 3月 第37回静岡県地方港湾審議会
- ・平成29年 3月 第38回静岡県地方港湾審議会

の議を経た清水港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

| | |
|--|---|
| 変更理由 | 1 |
| 港湾施設の規模及び配置 | 2 |
| 1 公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画 | 2 |
| 2 水域施設計画 | 3 |
| 土地造成及び土地利用計画 | 4 |
| 1 土地利用計画 | 4 |
| その他重要事項 | 5 |
| 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために 必要な施設 | 5 |
| 2 大規模地震対策施設計画 | 5 |

変更理由

クルーズ需要の増大に対応するとともに、外内貿貨物の輸送効率化を図るため、日の出地区において、公共埠頭計画、旅客船埠頭計画、水域施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾の施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画及び旅客船埠頭計画

1-1 日の出地区

クルーズ需要の増大に適切に対応するとともに、軽工業品等の外内
貿貨物の効率的な取扱いを図るため、公共埠頭計画及び旅客船埠頭計
画を次のとおり計画する。

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 820 m (うち 480 m 既設)

[既設の変更計画] HS1, HS2

| | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 旅客船埠頭 | 水深 1.2 m | 岸壁 2 バース | 延長 820 m | HS1, HS2 |
| 公共埠頭 | 水深 1.2 m | 岸壁 1 バース | 延長 410 m | HS1 |

埠頭用地 6 ha [既設の変更計画]

[旅客施設用地 2 ha、荷捌き施設用地及び保管施設用地 4 ha]

既設

水深 1.2 m 岸壁 2 バース 延長 480 m

H4, 5

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m

H2, 3

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 80 m

H1

埠頭用地 6 ha (荷捌き施設用地及び保管施設用地)

2 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、泊地計画を次のとおり変更する。

2-1 泊地

日の出地区

水深 1 2 m 面積 2 h a [既設の変更計画]

| |
|------------|
| 既設 |
| 水深 1 2 m |
| 水深 7 . 5 m |
| 水深 4 . 5 m |

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、港湾機能の調和を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：ha

| 用途 地区名 | 埠頭用地 | 港湾関連用地 | 交流厚生用地 | 工業用地 | 交通機能用地 | 緑地 | 合計 |
|-----------|----------|----------|----------|------|----------|----------|------------|
| 日の出 | (6) 6 | (9) 9 | (6) 6 | | (1) 1 | (4) 4 | (26) 26 |

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既設の施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

日の出地区

岸壁 2 バース 水深 12 m 延長 820 m

(うち 480 m 既設) [既設の変更計画] HS1, HS2

泊地 水深 12 m 面積 2 ha [既設の変更計画]

2 大規模地震対策施設計画

以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

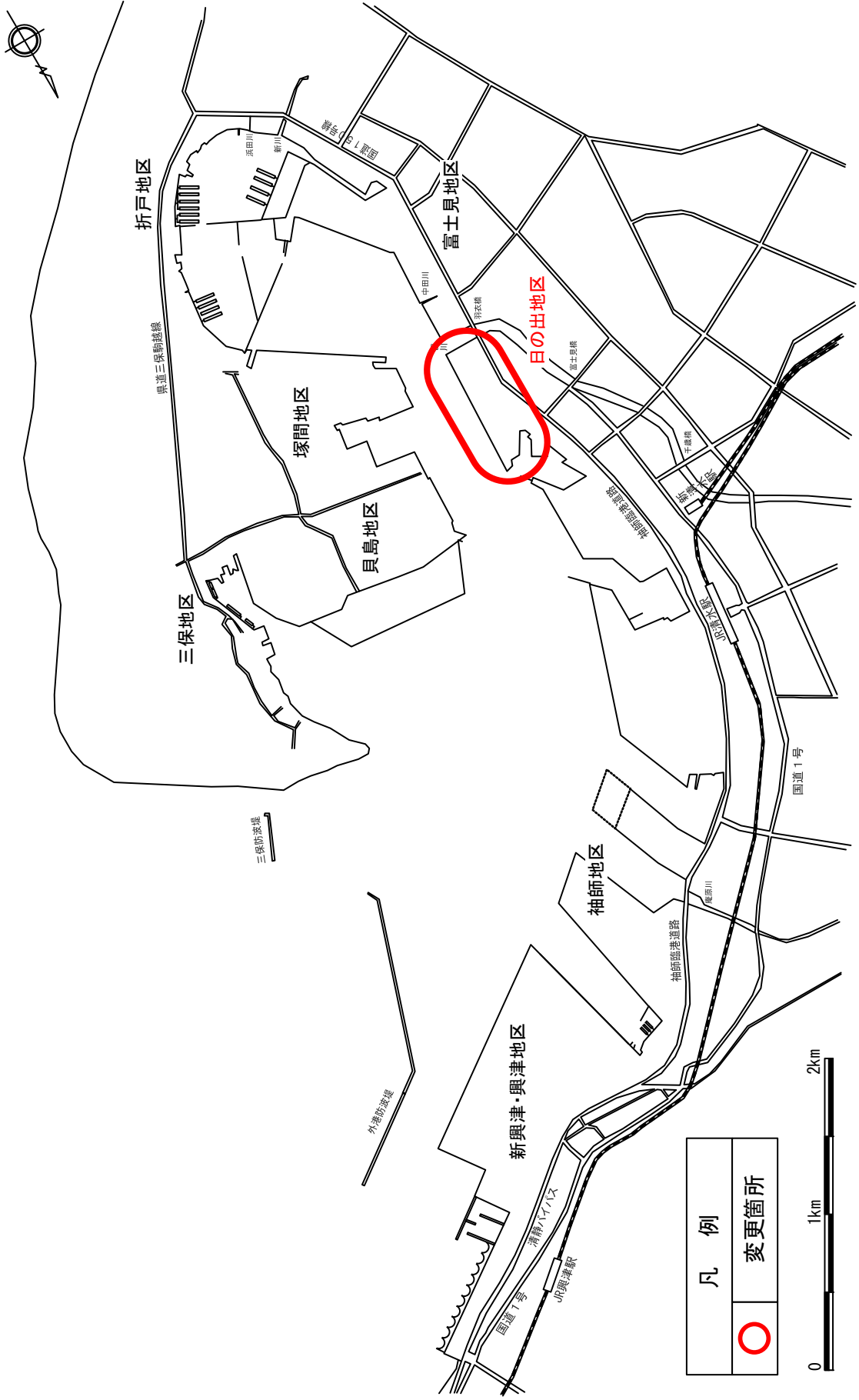
日の出地区

水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 820 m のうち 480 m

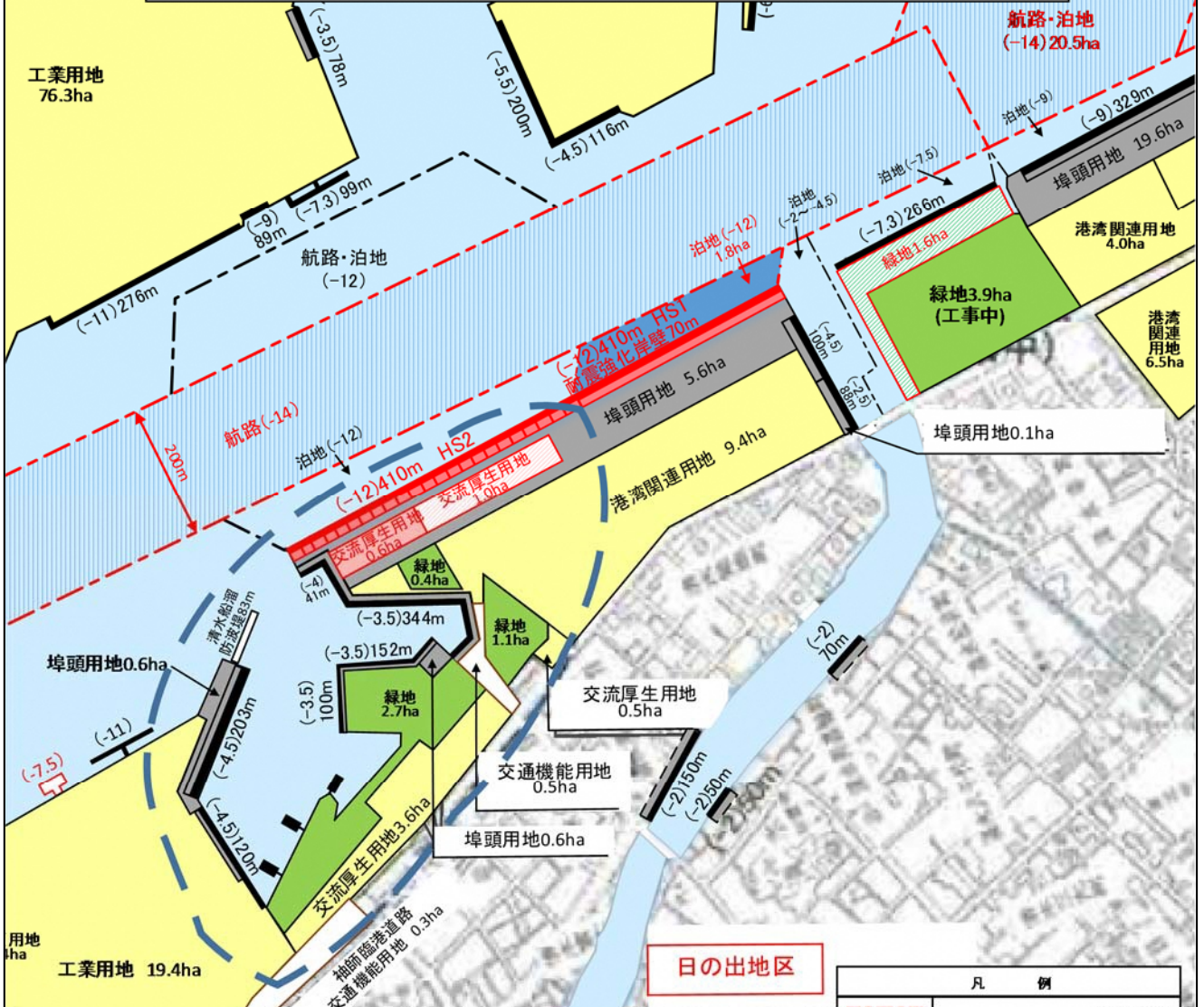
[既設の変更計画]

(既設
水深 12 m 岸壁 2 バース 延長 480 m)

清水港湾計画位置図



清水港港湾計画図(日の出地区)

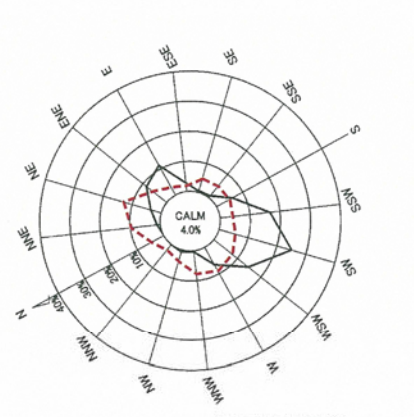


日の出地区

凡 例

| | | |
|--|-----------|--------|
| | 航路・泊地 | (今回計画) |
| | 航路・泊地 | (既定計画) |
| | 航路・泊地 | (既設) |
| | 防波堤 | (既設) |
| | 公共岸壁 | (今回計画) |
| | 公共岸壁 | (既設) |
| | 公共耐震強化岸壁 | (今回計画) |
| | 公共物揚場 | (既設) |
| | 専用岸壁 | (既設) |
| | ドルフィン | (既定計画) |
| | ドルフィン | (既設) |
| | 小型棧橋 | (既設) |
| | 埠頭用地 | (既設) |
| | 緑地 | (既定計画) |
| | 緑地 | (既設) |
| | 交通機能用地 | (既設) |
| | 交通機能用地 | (臨港道路) |
| | その他の用地 | (今回計画) |
| | その他の用地 | (既定計画) |
| | その他の用地 | (既設) |
| | 景観形成重点ゾーン | (将来構想) |

風 向 図



観測期間：平成4年1月～平成15年12月
 観測場所：静岡県清水市の日出（国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所）

